平成22年第23回岩手町農業委員会総会会議録

１、平成22年第23回岩手町農業委員会総会は、平成22年2月19日、午後１時30分、岩手町役場 第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

(1) 議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
(2) 議案第２号　農地法の適用外証明に対する可否の決定について
(3) 議案第３号　岩手町農業振興地域整備計画変更申出書に対する意見の決定について
(4) 議案第４号　贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願いについて

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

１番　幅　　清一
２番　三浦　新太郎
３番　岩舘　修一
４番　武田　昭蔵
５番　横澤　稔秋
６番　遠藤　幸夫
７番　黒澤　金一
９番　三浦　博子
10番　千葉　靜子
11番　太布　光則
12番　岩﨑　　明
13番　佐々木　由和
14番　田中　正志
15番　國枝　金一
16番　井戸　ツヨミ
17番　澤村　勇次郎
18番　松本　良子（会長職務代理者）
（議長）19番　福島　昭士（会長）

１、本日の欠席委員は、次のとおりである。

８番　細野　清悦

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　千葉　照雄
農地振興係主幹　　田村　　寿
副主幹　　八戸　美和子
副主任　　山中　寿行

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただ今から、第23回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、８番　細野清悦　委員であります。

議　　長　議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。７番　黒澤金一委員、９番　三浦博子委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります議案４件の提出があります。お諮りします。議案４件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、議案４件を議題とすることに決定いたしました。

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料２ページになります。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・増　許可申請承認について、であります。委員会処分です。受付番号43番、土地の所在は大字土川第４地割、登記地目、現況地目が田、2,996㎡です。譲受人は、大字土川第４地割の48歳、男性です。譲渡人は、大字土川第４地割の78歳、男性です。譲渡の理由が贈与、この方、娘婿であるため、譲り渡すというものです。所在地については、資料３ページの図面をご覧ください。浮島地内に農地がございます。

それから、資料４ページ、受付番号44番、農地等の所有権移転、売買によるものです。土地の所在は大字一方井第11地割、田584㎡、譲受人が大字一方井第13地割の83歳、男性です。譲受人が大字一方井第13地割、49歳、男性です。理由は相手方の要望によるものです。面積は田が584㎡、畑が11,528㎡、合計１町２反歩となります。金額は、総額2,500,000円、10ａ当たりに割り返すと208,000円となります。土地の所在につきましては５ページとなります。一方井土地改良区の元の事務所の付近の畑と一方井土地改良区でやった水田の一部がございます。以上です。

議　　長　説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

１番　幅委員　４ページですが、この方は改良区と関係ないですか。

７番黒澤委員　まず、最初の娘婿の関係は、既に改良区でも資格得喪して経営移譲しています。
　それから、＊＊＊＊さんと＊＊＊＊さんとの関係についても、改良区の方は＊＊＊＊さんは、既に組合に入っていますし、＊＊＊＊さんは改良区に所有している土地の全てを＊＊＊＊さんに売り渡すということで、組合員ではなくなるということです。当然、農業委員会でやった所有権移転すると改良区にも資格交替の手続きをとるということで、改良区の方は特に支障はありません。以上です。

議　　長　ありがとうございました。１番委員、よろしいですか。

１番　幅委員　はい。ありがとうございました。

議　　長　ほかにございませんか。議長も聞いていいでしょうか、黒澤委員さん。譲渡人が49歳で譲受人が83歳というのは、実際、息子さんはいるのでしょう？

７番黒澤委員　＊＊＊＊さんは、元役場職員で退職し、その後、娘さんがやっていますし、シルバーなんかは草刈りやっており、農業についても活躍しています。

議　　長　ありがとうございました。ほかにございませんか。

（なしの声）

議　　長　無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。
　議案第１号　農地法第３条第１項の許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議無しと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。
　続きまして、議案第２号　農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。
　事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は７ページとなります。農地法の適用除外証明願（非農地）承認についてでございます。
　受付番号８番、土地の所在、大字五日市第２地割、登記地目・現況地目、畑、面積12,904 ㎡、1 町２反歩の畑です。申請人は大字江刈内第９地割、59 歳、男性です。現在は原野化しているし、急斜面で耕作に向いていないということから、平成元年頃から、そういう状態だったので証明していただきたいというものでございます。内容につきま

しては、８ページに理由、時期等記載されておりますので、ご参照ください。位置につきましては、９ページにございます。小山沢、あんずの里からずっと登って行きまして、左手の沢沿いの方、山手の方に位置してございます。

それから、受付番号９番、土地の所在、大字川口第６地割、登記地目、田、現況地目、宅地、76 ㎡、申請人は、大字川口第６地割の 62 歳、女性です。内容につきましては、平成３年に分筆して、物置等を建築していますが、その時に分筆だけをして農地転用の申請がされていなかったことが最近判明し、今、リフォームを計画中なため、このような証明願いが出されました。位置につきましては、11 ページ、野原のＪＡ新いわての出荷場近くの一部 76 ㎡です。なお、この意見につきましては、現地調査をしておりますので、担当委員さんから報告願います。以上です。

議　　長　それでは、現地調査の代表調査員から報告願います。

16 番井戸委員　午前中に、佐々木委員と澤村委員と事務局の方とで現地調査をしてきました。

最初、＊＊＊＊さんですが、すごく細い道をずっと山の奥に行きまして、急斜面でトラクターでも出来ない現状でした。家族の方も引き継いで耕作できる人がいないし、北側の斜面でもあり、ちょっと無理ではないかと確認して参りましたので、皆様でご検討願います。

次に、＊＊＊＊さんの所ですが、ＪＡの出荷場の前ですが、前の業者に分筆お願いしている所に、息子さんたちが登記するということで、物置にしている所にキッチンをリフォームしたいとお願いしたら、分筆だけされて転用されていなかったということで、今回申請したということです。現地を見て何も障害は無いということで確認してきました。

議　　長　２件の現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

６番遠藤委員　＊＊＊＊さんの件ですが、面積が１町２反ということで、結構あるわけですけれども、そのまま耕作を放棄したという形になっていますか。

16番井戸委員　それは知りません。上の方は木が植えてあり、勾配がすごくあり急斜面で、沢で、トラクターでも上がっていけないような状況の中で、牛を飼っていて牧草なんかをやっていたようですが、今は辞めてそのままになっている状態でした。

議　　長　よろしいですか。

６番遠藤委員　＊＊＊＊さんは59歳ですから、そのまま原野にしておくよりも、山林に戻した方がよいのではないかと思いますが、傾斜ということであれば、現状の状況は分かりました。

議　　長　ほかにございませんか。

（なしの声）

議　　長　無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号　農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　議案第３号　岩手町農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２、第１項の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申出があった岩手町農業振興地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は13ページからとなります。農業振興地域整備計画の変更申出であります。受付番号①番、この事業計画者が、大字土川第４地割、30歳の男性です。目的は、たばこ乾燥小屋等整備地として農用地を農業用施設用地に転用したいというものです。面積は1,545㎡、登記地目・現況地目は畑です。全体面積3,241㎡のうち、一部1,545㎡をこのような事業に行いたいということです。

検討事項として、14ページに記してございます。これは、各自参照願います。15ページ、畑、全体面積3,241㎡の内、一部1,545㎡の農用地を農業施設用地に転用したいということです。場所につきましては、16ページをご覧ください。この円の中、鴫沢ですが、この円の中心に、住宅が建っております。それを四方囲むように、たばこ乾燥小屋がございますが、ここの地目は畑、家が建っているところは宅地、四方のところが畑となっていますが、既に乾燥小屋等建っていることから、申出がありました。

併せて、17ページをお願いします。この畑の所に住宅を建てたいということで、3,241㎡の内、509㎡を宅地として住宅を建築したいという計画のものでございます。

同じ方でございます。図面の方戻っていただければ、古い住宅がありますが、ここに取付道路がありまして、最初の小屋の右側、この円の右下当たり、取付道路の付け根の辺りに住宅を建てたいという内容のものでございます。検討事項といたしましては、18ページに記載されております。問題ないかと思われます。図面は先程のものと同じです。

21ページをご覧願います。もうひと方、受付番号⑤です。大字沼宮内第２地割、75歳男性の方です。この方、大字江刈内第19地割に、1,064㎡の畑があります。この畑、耕作に不向きな農地ですので、植林して山林にしたいという計画です。変更した事項につきましては、22ページに記載しておりますので、ご参照願います。位置につきましては、24ページをご覧ください。大坊といいますか、ＪＲ城山方面に行きまして、右側方面に行きます。元の警察アパートのあった所から、更に農道を歩いて行って川を越えて上の方になります。

なお、以上の件については、現地確認しておりますので、担当の代表委員から報告願います。

事　務　局　事務局の説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

16番井戸委員　＊＊＊＊さんのところですが、鳴沢地区の敷地面積30ａ位あったかな。その周りにハウスが建てられて、その内、二つくらいは小屋とかありまして、今回、住宅を建てるにあたって、検討したら、全部、たばこ乾燥機の所もそのとおりだが、そのまんまの状態で
農地に建てられてあった。そこも農振からはずして、「今回、一緒に申請したい。農地のことは知らなかった。息子の家を建てるにあたって、初めて知った。」ということでした。道路も良かったし、排水も良かったし、建坪50坪で、二世帯住宅のように建てたい、とのことで、仕方がないと確認して参りました。
　＊＊＊＊さんは、大坊の細い道をずっと行って、一反部あるかな、周りは平たん地で、ちょうど三角みたいに四方囲まれた所で、段差もあり、申請者が高齢者であり、作物を植えても、うまく収穫できないような現状でした。それで植林するにあたっては、隣の境目を配慮し植えたいとのことでしたので、これもまた仕方がないのかなと確認して参りました。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第３号　岩手町農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議無しと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。
　議案第４号　贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願いに対する可否の決定について、別紙のとおり、租税特別措置法第70条の４第１項の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いが提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は26ページからとなります。最初に訂正をお願いします。№12番　＊＊＊＊とありますが、正しくは、＊＊＊＊です。訂正願います。この議案について、簡単に説明します。贈与税の納税猶予ということで引き続き農業をしているかどうか、証明して下さいよ、というふうなものでございます。経営移譲等で納税猶予をうけている方、町内で二百数人ほどいますが、３年に一度届出しなければならない、証明を受けなければならないということで、今回は72名の方々の名簿のとおりでございます。経営移譲のため、一括贈与した方々です。継続して農業していけるかどうか、贈与した方が亡なった場合、あるいは受けた人が無くなった場合、納税猶予が終わり、免除になるというものです。

よって、委員の皆さんはこの名簿に登載されている方の農地の状況、例えば、20%以上、譲渡した場合は扱いが変わってきますので、また、生死、贈与者が亡くなった、受増者が亡くなった場合は、また、扱いが変わりますので、この辺を委員の皆さんから、担当地区を確認、チェックをしていただきたいと思います。以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

１番　幅委員　亡くなった人もついているが。南山形、40番、＊＊＊＊さんが亡くなっている。

議　　長　事務局お願いします。

事　務　局　充さんは、亡くなった届出がありまして、事務局にもその旨の届出があって、書類等記入していただき、処理しております。この発送時点では分からなかったということです。もし、同様な件があれば教えてください。

１番　幅委員　62番、＊＊＊＊さん、が亡くなっています。

事　務　局　この方も届出が出ております。

13番佐々木委員　７番　＊＊＊＊さんが亡くなっています。

事　務　局　この方も届出が出ております。

７番黒澤委員　８番　＊＊＊＊が亡くなっています。

事　務　局　この方も届出が出ております。

７番黒澤委員　35番　＊＊＊＊さん。

事　務　局　この方も届出が出ております。

７番黒澤委員　55番　＊＊＊＊さん。

事　務　局　速やかに届出する方もありますし、何カ月か延びる方もあります。ただ、税務署から来た名簿を証明して下さい、ということなので、そのまま、ここに資料として載せてあります。この中で、死亡した届出を何人かにいらしていただいて、それ以降何人か受け付けてあります。

１番　幅委員　税務署から来た名簿とは。

事　務　局　納税猶予受けている方が、該当者はこれくらいですよ、この方々から証明願いが来るのでお願いします、ということで私たちも受け付けています。亡くなった方の分をそれなりの届出してもらっています。＊＊＊＊さんのは、まだ、来ていません。

７番黒澤委員　47番　＊＊＊＊さんの住所、土川には、14地割は、無い。

５番横澤委員　これ、おそらく、江刈内の入り口ではないか。

事　務　局　住所は訂正します。

11番太布委員　67番　＊＊＊＊さんのは、逆ではないか。

事　務　局　原本を確認します。

いずれ、３月15日までに証明して、税務署に提出しますので、この名簿で、未だ、お気づきの点がございましたら、後ほどで結構ですので、お知らせ願います。

いずれ、この方々に農業委員会の許可を受け、証明をするということですので、農業委員会の決定をお願いします。

11番太布委員　23番の＊＊＊＊さん、亡くなりました。

１番　幅委員　＊＊＊＊さんは生きている。葛巻の施設にいる。

５番横澤委員　33番の＊＊＊＊さん、亡くなったのでは。

事　務　局　いずれ、生死については確認します。農業経営してないとか、農地を手放したよ、などを確認願います。

議　　長　３月15日までに気がついた点があれば、事務局に報告し、税務署に提出するということにする。

議　　長　ほかに、質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第４号　贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願いに対する可否の決定について、原案のとおり可とすることについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議無しと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。
その他に入ります。皆さんから何かございませんか。

（なしの声）

議　　長　無いようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。
本日の会議を閉じ、第23回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後２時９分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

７番　　印

９番　　印